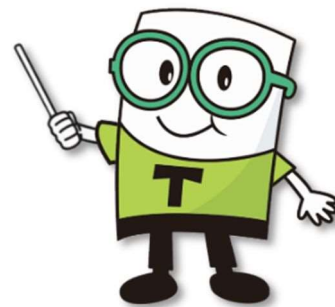


インボイス発行事業者は 消費税の確定申告 が必要です



確定申告をするための **3STEP**

STEP

1 取引関係資料を令和5年9月30日までと10月1日以降に区分

インボイス発行事業者の登録日（令和5年10月1日）以降の申告が必要となるため、請求書や納品書、仕入明細書などの取引関係資料を区分する必要があります

STEP

2 税率ごと（8%と10%）に区分

売上げや仕入れ等の金額を、税率ごとに区分した帳簿等の保存が必要です

STEP

3 確定申告書を作成

- 課税取引金額計算表を作成すると、申告書の作成がスムーズです
 - 令和5年分の消費税の申告・納付期限は**令和6年4月1日（月）**です
- ※ 個人事業者の消費税の納税は、口座引き落としによる「振替納税」が便利です

消費税の確定申告は **e-Tax** が便利です

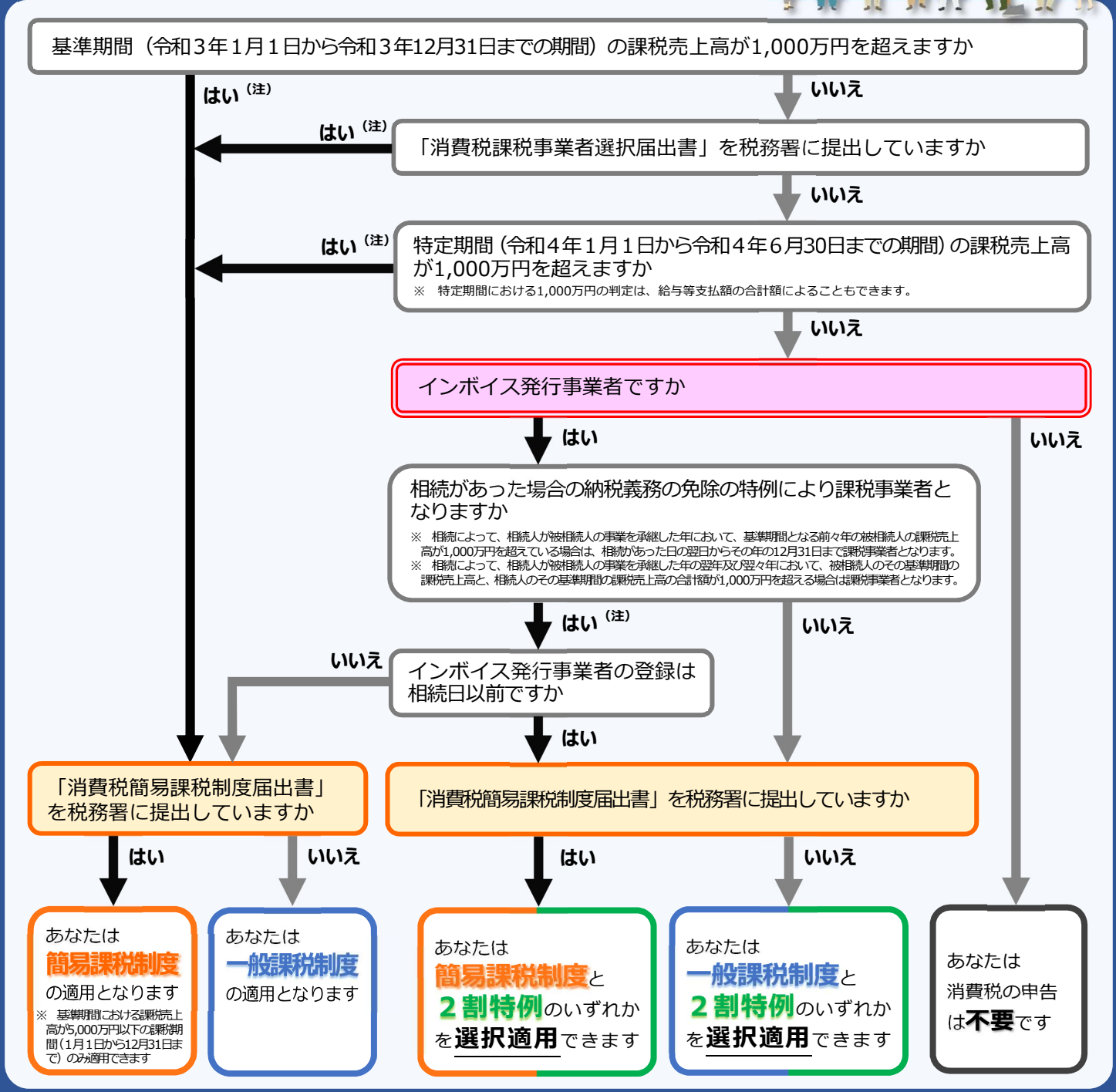
- ★画面に従って入力すれば、税額などを自動計算！
- ★作成した申告書をデータ送信すれば、申告書の印刷・税務署への持参が不要！

確定申告書等
作成コーナー



消費税申告の計算方法については、裏面のフローチャートをご確認ください ▶▶▶

消費税申告の計算方法のフローチャート



(注) 「はい(注)」に該当する場合は、令和5年1月1日から令和5年12月31日までの課税期間についての申告が必要となります。

計算イメージ

一般課税制度
売上に係る消費税額から
仕入れ等に係る消費税額
を差し引いて納付税額を計算
・仕入れや経費の額について、実額計算が必要

簡易課税制度
売上に係る消費税額から
売上税額にみなし仕入率を掛けた金額
を差し引いて納付税額を計算
・仕入れや経費の額について、実額計算が不要
・業種に応じたみなし仕入率を使用
・事前の届出が必要

2割特例
売上に係る消費税額から
売上税額の8割
を差し引いて納付税額を計算
・仕入れや経費の額について、実額計算が不要
・業種に関わらず売上税額の一律2割を納付
・事前の届出が不要

消費税に関する情報について

消費税の手引き等

2割特例

みなし仕入率

軽減税率制度

インボイス制度

